

令和8年度地域の防犯力向上推進事業補助金 実施要領

1 事業の目的

高齢化や担い手不足といった課題を抱える防犯ボランティア活動を補完し、県民の身近で発生する犯罪の未然防止や犯罪への死角がない街づくりを進めるため、自治会や市町村が設置する防犯カメラの費用の一部を支援し、地域の防犯力の向上を図る。

2 申請受付期間

令和8年7月1日（水）から7月31日（金） ※必着

3 補助額の調整

交付申請額の総額が予算額を超える場合は、次のとおり補助額を調整する。

- (1) 補助額は、基準額に調整額を加えた額とする。ただし、交付申請額が次号で定める基準額以下の場合は、交付申請額を補助額とする。
- (2) 基準額は、予算額を、交付申請をした市町村の数で除した額とする。
- (3) 調整額は、第1号ただし書きにある交付申請額が基準額以下の場合の残額の総額を、交付申請額から基準額を減じた額に応じて案分した額とする。

4 申請の留意事項

- (1) 申請は、市町村毎に1つの申請とし、1つの市町村で複数の事業を行う場合（複数の課でそれぞれ事業を実施する場合を含む。）は、一括して申請すること。
- (2) 市町村における事業を補正予算で実施する場合等で、申請時に歳入歳出予算書が添付できない場合は、歳入歳出予算書に代えて予算確約書を添付すること。
- (3) 地域の防犯力向上推進事業補助金交付要綱第9に定められた実績報告書の提出期限につき、同要綱内には、「実績報告書は、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月30日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。」旨定められているが、本補助金は内閣府の地域未来交付金を活用しており、年度内に事業完了をする必要があることから、実績報告書は令和9年3月10日までに提出すること。

5 その他

- (1) 交付決定日より前に着手した事業は対象とならない。ただし、見積徴収等の準備作業は除く。
- (2) 交付決定した事業費が、本事業予算に満たない場合は、日程を改め募集を実施する場合がある。
- (3) 既に設置済みの防犯カメラを新たなものに更新する場合は、補助の対象とならない。